

本校のいじめ防止基本方針(令和6年度)

令和6年4月

魚津市立西部中学校

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、これを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから生徒を救うためには、生徒に関わる全ての大人が「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうる」と認識したうえで、それぞれの役割と責任を自覚し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で、地域ぐるみで子供たちと接することが大切である。生徒自身も、いじめは被害を受けた者の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることを十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わないように、また、いじめの事実を認めながら傍観・放置することがないようにしなければならない。

(2) 方針策定の目的

生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、地域や保護者から信頼される学校であるために、教職員、保護者、生徒、さらに地域社会全体が毅然とした態度でいじめと向き合い、これを克服していかなければならない。その行動の在り方を明確にし、いじめへの適切な対処を行うことができるように、この「いじめ防止基本方針」を策定する。

(3) いじめ問題への対応

① いじめの未然防止への取組

- ・ 学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ・ 道徳教育や体験学習等「心の教育」の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心、「人権尊重」の精神を養い、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・ 校内研修を通じて、いじめに対応する教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、組織的な生徒指導体制を整備する。
- ・ 生徒や保護者、教職員が相談しやすいよう、保健室や相談室等の相談窓口を充実させ、窓口について広く周知するよう努める。
- ・ 「いじめ防止教室」を実施し、いじめに対する理解を深めるとともに、いじめの未然防止に努める。
- ・ SNS を介したいじめを防止するため、保護者と連携しながら学校における情報モラル教育の充実に努める。「西中生ネットルール」にも折々にふれる。
- ・ 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で紹介し、いじめ防止の啓発を図る。

② いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の様子、生徒との会話や生活ノート、保護者との連絡から、いち早く的確な情報を得ることができるよう、学年所属の教師が共同して生徒を見守る。
- ・ ささいと思われるものであっても、いじめに関する情報を、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、組織的に、迅速な対応に努める。
- ・ 定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施、相談窓口からの情報発信等を通して、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

③ いじめが起きた時の対応

- ・ いじめ、またはいじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせる。
- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、全てに対し、迅速、丁寧に対応し、被害生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを認識した場合は、教職員間で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。必要に応じ、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ 調査や対応の結果については、市教育委員会に報告するとともに、被害生徒とその保護者にも知らせ、早期解消に向けて尽力する姿勢を示す。
- ・ 犯罪行為等が絡み、学校で解決することが困難な場合は、市教育委員会や警察署、関係諸機関に相談し、助力を得ながら対応する。
- ・ 被害生徒とその保護者には、生徒を徹底して守ること、生徒が落ち着いて授業を受けられるようにすること、状況に応じて外部の専門家(心理や福祉等の専門家、医師、警察官等)の協力を得ること等の対応に努め、不安の軽減、解消を図る。
- ・ 加害生徒とその保護者には、いじめは決して許されないこと、解消のために保護者の協力が必要なこと、いじめ行為を止めさせ再発防止を図るために外部専門家の協力を得る場合もあること、また、いじめた生徒の人権には十分配慮することを明確に伝える。
- ・ いじめの場となった学級や部活動等に所属する生徒一人一人に対し、いじめを自分の問題として捉えさせる。特に、傍観していた生徒には、傍観はいじめへの加担と同じであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ 個人あるいは集団が望ましい状態を取り戻し、いじめが解消したと判断できるまで指導を継続する。それ以降も十分な注意を払い、生徒を見守り続ける。なお、いじめ解消の判断基準は「いじめ行為が3か月止んでいること」及び「被害生徒とその家族がいじめによる心身の苦痛を感じていないこと」とする。
- ・ いじめが生まれる理由を、いじめに関わった全ての生徒に目を向けて捉え、その理由を踏まえて、細心の配慮をもって指導に当たる。虐待、両親の不和、親の極端な放任・指導力不足、発達障害、身体的障害、精神的未発達、性同一性障害等、理由となり得る様々な実態に対し、適切な対応に努める。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- ・ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企画した場合等)
- ・ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき)
- ・ 「児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき」

② 重大事態への対応

- ・ 学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
 - ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
 - ・ 重大事態については、マスコミの対応も考えられるため、窓口を明確にして適切な対応に努める。
- ※「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省) 参照